

## 神奈川県地震災害対策推進条例

### (目的)

第1条 この条例は、地震災害から県民の生命、身体及び財産を守ることが極めて重要であることに鑑み、これに必要な地震災害対策について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県、県民及び事業者が実施する地震災害対策の基本となる事項を定めることにより、地震災害対策の総合的な推進を図り、もって全ての県民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地震災害 地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。
- (2) 地震防災 地震災害を未然に防止し、地震災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに地震災害からの復旧及び復興を図ることをいう。
- (3) 地震災害対策 地震防災のための取組をいう。
- (4) 防災関係機関 公共機関（電気、ガス、輸送、通信、放送事業その他の公益的事業を営む法人をいう。）及び公共的団体並びに医療施設、社会福祉施設その他の防災上重要な施設の管理者をいう。

### (基本理念)

第3条 地震災害対策は、県民の生命を守ることを最も優先するとともに、地震災害を防止し、又はできる限り軽減する減災を旨として実施されるものとする。

- 2 地震災害対策は、県民及び事業者が自らの安全を自らで守る自助、県民、事業者等が連携し、及び協力して助け合う共助並びに県、市町村、国等が行う公助を基本として、それぞれの主体が、自らの役割を果たすとともに、協働して取り組むものとする。
- 3 地震災害対策は、本県における海、山等の自然的条件及び人口の集積、石油コンビナートの立地等の社会的条件を考慮し、実施されるものとする。
- 4 地震災害対策は、男女双方、災害時要援護者（高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人その他の地震災害が発生した時（以下「地震災害発生時」という。）において特に援護を要する者をいう。）、旅行者等の多様な主体の視点に立って、実施されるものとする。

### (県の責務)

第4条 県は、地震災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、地震災害対策に関する神奈川県地域防災計画を作成するとともに、その進捗状況を管理し、地震災害対策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

- 2 県は、地震災害発生時において必要な事務及び事業を継続することができるよう、必要な計画を作成し、体制を整備するものとする。
- 3 県は、地震に関する観測、調査及び研究を行い、その成果を地震災害対策に反映させるものとする。
- 4 県は、地震災害発生時において迅速かつ適切な災害応急対策が実施できるよう、地震に関する情報の収集及び当該情報の県民等への提供のための体制を整備するものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、自ら地震災害対策を実施するよう努めるものとする。

2 県民は、地域における地震防災に関する活動（以下「地震防災活動」という。）が円滑に行われるよう、相互に連携し、及び協力するよう努めるものとする。

3 県民は、県、市町村、国及び防災関係機関がその役割分担又は相互の連携に基づき実施する地震災害対策並びに自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）及びボランティア団体（ボランティア活動を行う組織をいう。以下同じ。）が行う地震防災活動に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、従業員、事業所への来所者等（以下「従業員等」という。）の安全を確保するための地震災害対策及び事業所が所在する地域の住民（以下「地域住民」という。）の安全に配慮した地震災害対策を実施するよう努めるものとする。

2 事業者は、地震災害発生時においてできる限り事業を継続することができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

3 事業者は、県、市町村、国及び防災関係機関がその役割分担又は相互の連携に基づき実施する地震災害対策並びに自主防災組織及びボランティア団体が行う地震防災活動に協力するよう努めるものとする。

(市町村、国等との連携)

第7条 県は、地震災害対策の推進に当たっては、市町村との緊密な連携協力体制を整備するものとし、また、市町村が実施する地震災害対策について、必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 県は、地震災害発生時において迅速かつ円滑に市町村間の相互の応援活動が行われるよう、市町村と連携して、必要な体制を整備するものとする。

3 県は、地震災害対策の推進に当たっては、国との緊密な連携協力体制を整備するものとする。

4 県は、地震災害対策の推進に当たっては、防災関係機関、県民、事業者、自主防災組織及びボランティア団体との連携を図るものとする。

5 県は、他の都道府県等からの災害応急対策並びに復旧及び復興に関する応援活動が円滑に行われるよう、他の都道府県等との連携体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第8条 県は、地震災害対策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(地震防災に配慮したまちづくりの推進)

第9条 県は、地震防災に配慮したまちづくりを推進するため、市町村、国、防災関係機関等と連携し、計画的な土地利用、市街地、道路、河川、港湾、都市公園等の整備、建築物の耐震性の向上その他の必要な対策を実施するものとする。

2 県民は、地震に備え、家屋の耐震性の向上、家具の転倒防止その他の建築物等の安全上必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 事業者は、地震に備え、事業所の施設及び設備の耐震性の向上その他の建築物等の安全上必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地震防災に関する知識の普及等)

第10条 県は、県民が地震に備え適切な地震災害対策を実施することができるよう、市町村、自主防災組織、ボランティア団体等と連携して、地震防災に関する知識の普及及び意識の向上を図るものとする。

2 県は、県民が地域の地震災害の危険の度を理解することができるよう、地震災害に関する調査等に基づく危険を回避するための情報を、多様な手段を活用して分かりやすく県民に提供するものとする。

3 県は、学校において、児童、生徒等が地震防災に関する理解を深めるとともに、地震災害発生時において適切に行動する力を身に付けることができるよう、市町村等と連携し、地震防災に関する教育を推進するものとする。

4 県民は、地震に備え、地震防災に関する知識の習得及び普及に努めるものとする。

5 事業者は、地震に備え、地震災害発生時において従業員のとるべき行動を明確にし、及びその内容を習得させるよう努めるものとする。

(物資の備蓄等)

第11条 県は、広域的な応援活動に必要な資機材を整備するとともに、市町村、国、防災関係機関等と連携し、食料、飲料水、生活必需物資等を供給するための体制を整備するものとする。

2 県民は、地震に備え、食料、飲料水等を備蓄し、及び地震災害発生時において持ち出す物品を準備するよう努めるものとする。

3 事業者は、地震に備え、食料、飲料水等を備蓄し、及び消火、救助、応急手当その他の地震防災活動に必要な資機材を整備するよう努めるものとする。

(自主防災組織及びボランティア団体が行う地震防災活動の充実)

第12条 県は、自主防災組織及びボランティア団体が行う地震防災活動が効果的に行われるよう、市町村等と連携して、人材の育成、地震防災活動に関する情報の提供その他の必要な支援を行うとともに、ボランティアを円滑に受け入れるための体制を整備するものとする。

2 県民は、地震に備え、自主防災組織及びボランティア団体が行う地震防災活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

3 事業者は、地震に備え、地域住民、自主防災組織及びボランティア団体と連携して、地域における地震防災活動に参加するための体制を整備するよう努めるものとする。

(防災訓練の実施等)

第13条 県は、市町村、国、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、地域の特性に応じた多様かつ実践的な防災訓練を実施するものとする。

2 県民は、地震に備え、県、市町村、国、自主防災組織等が実施する防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

3 事業者は、地震に備え、防災訓練を実施するとともに、県、市町村、国、自主防災組織等が実施する防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(避難対策の実施)

第14条 県は、県民が建築物の倒壊、火事等から迅速かつ的確に避難できるよう、市町村、国等と連携し、地震に関する情報の提供体制の整備、避難路及び避難場所の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県民は、地震に備え、避難路、避難場所、家族等との連絡方法その他地震災害発生時にとるべき行動を確認するよう努めるものとする。
- 3 県民は、地震災害発生時において、地震に関する情報に留意し、自ら必要と判断したとき又は避難の勧告等があったときは、状況に応じて的確に避難するよう努めるものとする。
- 4 事業者は、地震災害発生時において、地震に関する情報に留意し、従業員等の安全を確保するための措置を講ずるとともに、地域住民、自主防災組織等と連携し、従業員等に地震に関する情報を提供し、及び従業員等を的確に避難させるよう努めるものとする。

(津波対策の実施)

第15条 県は、津波による災害の発生のおそれがある沿岸地域（以下「沿岸地域」という。）の県民が津波から迅速かつ的確に避難できるよう、市町村等と連携し、堤防その他の海岸保全施設等の整備、津波避難施設の確保及び防災無線、旗その他の津波からの避難を促す多様な情報提供の手段の確保又は普及を行うものとする。

- 2 沿岸地域の県民は、強い揺れ又は長い揺れの地震が発生したときは、津波による浸水のおそれがない場所まで、自ら迅速に避難するよう努めるものとする。
- 3 沿岸地域の事業者は、強い揺れ又は長い揺れの地震が発生したときは、津波による浸水のおそれがない場所まで、従業員等を迅速に避難させるよう努めるものとする。

(災害応急対策の実施)

第16条 県は、地震災害発生時において、市町村、国、防災関係機関等と連携し、救助、医療その他の災害応急対策を実施するために必要な体制を速やかに確立し、当該災害応急対策を的確に実施するものとする。

- 2 県民は、地震災害発生時において、自らの安全に留意しつつ、地域において相互に連携し、及び協力して初期消火、救助、応急手当その他の地震防災活動を行うよう努めるものとする。
- 3 事業者は、地震災害発生時において、従業員等の安全に留意しつつ、地域住民、自主防災組織等と連携し、初期消火、救助、応急手当その他の地震防災活動を行うよう努めるものとする。

(帰宅困難者対策の実施)

第17条 県は、地震災害の発生に伴い帰宅困難者（長時間にわたる交通機関の運行の停止等により、容易に帰宅することが困難となった者をいう。以下同じ。）が一斉に帰宅すること（以下「一斉帰宅」という。）又は駅周辺で滞留することによる混乱及び事故の発生等（以下「帰宅困難者による混乱の発生等」という。）を防止するため、市町村等と連携し、一斉帰宅の抑制に関する周知、帰宅困難者を一時的に受け入れる施設の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、地震災害発生時において、帰宅困難者による混乱の発生等を防止し、又は徒歩により帰宅する者を支援するため、市町村、防災関係機関等と連携し、帰宅困難者等に対し、地震及び交通に関する適切な情報提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県民は、地震災害発生時において、帰宅困難者による混乱の発生等を防止するため、自らの安全を確保した上で、むやみに移動を開始しないよう努めるものとする。
- 4 事業者は、地震災害発生時において、帰宅困難者による混乱の発生等を防止するため、事業所の施設等の安全及び周囲の状況を確認の上、従業員等に対する当該施設内での待機の指示その他の従業員等の一斉帰宅の抑制に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(復旧及び復興)

第18条 県は、地震災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、必要な手順をあらかじめ定めておくものとする。

2 県は、地震災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、市町村、国、防災関係機関等と連携し、これらに必要な体制を速やかに確立し、及び対策を的確に実施するものとする。

3 県民は、地震災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、相互に助け合い、自らの生活の再建に努めるものとする。

4 事業者は、地震災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、事業の継続又は事業の速やかな再開により雇用を確保するとともに、地域経済の復興に貢献するよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、知事は、県内外において大規模な地震災害が発生した場合には、その地震災害から得られた知見等を踏まえ、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。